

京都市告示第434号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条第1項の規定により、次のとおり法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和6年10月10日

京都市長 松井 孝治

- 1 申請者
株式会社MIRAI（代表取締役 西野 佐登美）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地
大阪府大阪市東成区東中本三丁目19番23号
- 3 事業所の名称
パーパス京都
- 4 事業所の所在地
京都市右京区西院東貝川町42
- 5 指定する事業の種類
就労継続支援B型
- 6 指定年月日
令和6年10月1日
- 7 事業所番号
2610782423

(保健福祉局障害保健福祉推進室)